

# 厚生労働省の定める院内に掲示する手術件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

【実施期間 令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日】

・ 区分1に分類される手術

頭蓋内腫瘍摘出術等 0件

・ 区分2に分類される手術

靭帯断裂形成手術等 0件

・ 区分3に分類される手術

上顎骨形成術等 0件

・ 区分4に分類される手術

腹腔鏡下ヘルニア手術 0件

腹腔鏡下単径ヘルニア手術（両側） 0件

腹腔鏡下胆嚢摘出術 9件

・ その他の区分に分類される手術

人工関節置換術等 0件

ペースメーカー移植術 0件